

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第三十七号

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正)

第一条 徳島県農林水産関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

八十二	卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第十三条第一項の規定に基づく地方卸	一万円
-----	---------------------------------------	-----

売市場の認定の申請に対する審査

(徳島県卸売市場条例の廃止)

第二条 徳島県卸売市場条例(昭和四十七年徳島県条例第十六号)は、廃止する。

(徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第三条 徳島県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年徳島県条例第三十号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第七号を次のように改める。

七 削除

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年六月二十一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

2 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第六十二号。以下「一部改正法」という。) 附則第三条第三項の規定に基づく同項に規定する申請に対する審査の事務(以下「審査事務」という。)について、第一条の規定による改正後の徳島県農林水産関係手数料条例別表の八十二の項の規定の例により、手数料を徴収する。この場合において、当該手数料が一部改正法附則第三条第五項に規定する旧地方卸売市場に係る審査事務についてのものであるときは、同表の八十二の項の規定の適用については、同項中「二万円」とあるのは、「四千元」とする。

(罰則に関する経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。